

ほうじん深川



玄関



安青錦

朝稽古の光景

もくじ

賀詞交歓会 & 新春講演会開催	2	防犯防災の広場	8
健康講演会・合同講習会レポート	3	新連載コラム：深川わくわく情報	9
街頭活動	4	都税事務所からのお知らせ	10
税務署からのお知らせ	5	ほうじんかいだより	11
令和7年度税制改正大綱	6	新連載：はっけよい！深川場所（7）	12

【深川と大相撲】安治川部屋(石島4)



会員企業の発展に寄与する法人会活動を推進！

日本の景気はゆるやかに回復していますがまだ力強さに欠け、また世界情勢も先行きが不透明です。激動の時代の中、法人会では会員企業の皆様の健全な発展を支援するため、令和7年度も有意義な研修会や講習会、さまざまな行事を展開してまいります。

賀詞交歓会 和やかな雰囲気での新年の交流会

去る1月14日（火）、ホテルイースト21東京の大宴会場「永代」において令和7年賀詞交歓会・新春講演会を開催いたしました。

新年賀詞交歓会式典では、ご来賓の佐々木正直江東西税務署長、裏田勝巳江東都税事務所長、大久保朋果江東区長ほか、多数の皆様のご臨席、ご祝辞を賜りました。



開会の言葉を述べる 笹本会長

▼会場はホテルイースト21 東京の「永代」



▲佐々木正直江東西税務署長



▲大久保朋果江東区長

新春講演会 新年にふさわしい力強い講演会

新年賀詞交歓会式典に合わせ、フリーアナウンサー／エッセイストの河野景子氏を講師に「生き抜くための踏ん張る力」というテーマで新春講演会が開催されました。

フジテレビアナウンサーから相撲部屋（貴乃花部屋）の女将へと転身し、話す立場から聴く立場へと変わった経験から、コミュニケーションがいかに大切か実感されたそうです。



▲多方面で活躍されている河野景子氏

それは「1伝える」「2聴く」「3共有する」関係が成り立って初めて生まれるものであり、踏ん張るときには歯を食いしばってでも先の未来を見据えて笑顔でいることが、次の扉を開けるための力になると力強く語られました。令和7年の幕開けにふさわしい明るい講演会となりました。（第36支部長 岩本真吾）



▲講演会会場は中宴会場「東陽」



健康講演会 健康を支える骨を丈夫にしよう！

2月18日（火）ティアラこうとうにおいて健康講演会を開催し、大東文化大学スポーツ・健康科学部教授の蕪木智子先生に「健康寿命延伸を目指す骨を強くする食生活」について講演していただきました。

人間の体は206本の骨で構成されており、骨の役割は①体を支える屋台骨、②大事な臓器を守る、③カルシウムの貯蔵庫の3つです。

加齢によって骨が弱まると骨粗しょう症のリスクが高まります。加齢以外にも、女性にありがちな若年期のダイエット、食事によるカルシウム不足、運動不足等も骨を弱くする原因となります。

しかし、骨は年齢に関係なく強くすることができるので、強くするために必要な栄養素を教えてください。



▲明るく講演を進める蕪木智子氏



▲会場はティアラこうとうの大会議室

きました。

- ・カルシウム……骨の材料になる（乳製品、小魚、桜エビなど）
- ・ビタミンD……カルシウムの吸収を高める（日光浴、卵、鮭など）
- ・ビタミンK2……カルシウムの骨への沈着を助ける（ブロッコリー、納豆など）

最後の質問タイムには大勢の方々が質問され、健康への関心の高さを知りました。

後日、紹介してもらったおすすめのおかずの献立を作りました。「鯖缶と大根カレー」で、材料は鯖の味噌煮缶1缶（2人前）、大根の葉、大根、カレールーです。初めての味で美味でした。

（厚生委員 中村友子）

10&11B・公益事業委員会合同講演会

2月25日（火）ティアラこうとう小ホールにおいて、第10・11ブロック・公益事業委員会合同講演会として恒例の落語会「招福亭寄席」を開催いたしました。

定刻18時開演。司会は真山副会長で、田口副会長が開会の辞を述べた後、南海トラフ地震や都市直下地震等に対する防火防災講習会として、



▲春風亭正朝師匠の高座



▲手ぬぐいや色紙などが当たるお楽しみ抽選会。左が前座の柳家しろ八さん

深川消防署災害対策調整担当課長の遠藤天清氏に「地震が起きたら、その時どうする！」というテーマでお話いただきました。

前座は柳家しろ八さんの「初天神」。続いて春風亭正朝師匠が「夢の酒」を披露して仲入り。後半は人間の生死をお題にした古典落語「死神」で会場を笑わせました。

最後はいつものお楽しみ大抽選会で盛り上がり、松川第11ブロック長の閉会の辞でお開きとなりました。

ほうじんカレンダー

- 4月11日（金）女性部会事業報告会（江東区文化センター）
- 4月15日（火）源泉部会事業報告会（江東区文化センター）
- 4月16日（水）決算法人説明会（江東西税務署）
- 4月18日（金）新設法人説明会（江東西税務署）
- 4月21日（月）理事会（江東区文化センター）
- 4月28日（月）青年部会事業報告会（江東区産業会館）
- 6月12日（木）第13回通常総会（ホテルイースト21東京）

今年も街頭広報活動を2カ所で実施!

去る2月3日(月)、「税の啓発活動」の一環として、門前仲町と東陽町の交差点で街頭広報活動を行いました。昨年に続き今年も天気恵まれ、絶好の広報活動日和! 佐々木正直江東西税務署長にもご参加いただき、道行く方々へ確定申告のお知らせが入ったポケットティッシュを配布いたしました。

参加された江東西税務署と青年部の皆さま、お疲れさまでした。

▼佐々木税務署長もティッシュを手に



東陽町

～法人会からのお願い～
総会出欠票を必ずご提出ください

例年5月初旬には議案書と共に「総会出欠通知書」を郵送しております。会員の皆様におかれましては、なにとぞ出欠票(はがき)を投函していただけますよう、この場を借りてお願い申し上げます。

▼笹本会長もお疲れ様でした



門前仲町

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人
東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



税務署からののお知らせ

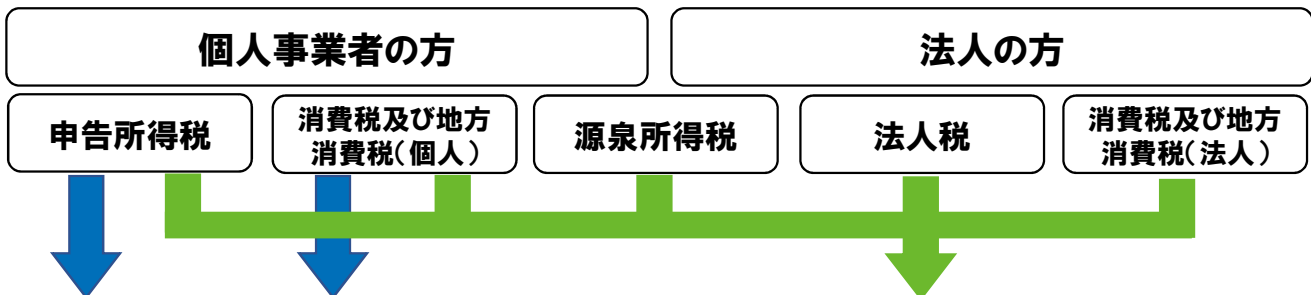
税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までをお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

9時～15時

までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です



振替納税
(口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
※オンラインによる提出も可能
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方

電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。
納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。



令和7年度税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業に対する軽減税率は維持！

税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となり。①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期

■リース取引についての取扱

①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしていて、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度があるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正
 所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年度分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特別対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができず、要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額に引き上げられます。
 ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であつて、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。

③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存在することと法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならぬこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式会社に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中

小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。
 ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
 ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出品販売場における免税方式の見直し

①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
 ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならぬこととされます。
 ③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報とともに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般

物品と消耗品の区分が廃止されます。
 ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

①船舶額光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
 ②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは:

T I S 税理士法人

税理士 飯田 聡 郎

TEL 03-5363-1595

FAX 03-5363-1549

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

防犯防災の広場

深川警察署・深川消防署からのお願い

もしかして!? その電話危ないかも!

手続きがまだお済みでないようですが...

あなたのキャッシュカードが不正利用されて...

あなたを惑わす... **巧みな声・言葉で**

今から担当のものがお宅にお伺いしますので...

手続き方法を教えるので通話はそのままに...

深川警察署

還付金詐欺

還付金の申請がまだお済みでないようで...

え!? 今日の15時まで?

銀行員や区役所職員はあなたをATMに行かせません

なりすまし

あなたのキャッシュカード不正利用されています!

手続きしますのでキャッシュカードをお預かりします!

こちらカードをお願いします

キャッシュカードやクレジットカード・お金は人に渡さない! 警察官や銀行員が自宅にカードを取りに行くことはありません!

特殊詐欺被害を防ぐために!

- 電話に出ないで!**
自宅通話録音装置をつけましょう ※警察官が自宅につけて来てくれます(無料)
- おかしいと思ったらすぐに電話を切ろう!**
- ATMでは電話をしないで!**
警察や銀行員が電話でATMの操作方法を教えることはありません

警視庁深川警察署 防犯係 03-3641-0110 内線2612

消防団員募集中

TOKYO METROPOLITAN VOLUNTEER FIRE CORPS

~首都東京を守る消防団~

今、あなたの力が必要です!

地域に住んでいる住民であるからこそ、勤務している従業員であるからこそ、わかることがあります。混乱した災害現場ではその貴重な情報が活かされます。消防団に興味がある方、地域のために何かやりたいと考えている方は、ぜひ、お近くの消防署までお問合せください。

◇活動内容：災害対応や地域の防火防災指導、イベントなどの警戒

消火活動

応急救護訓練の指導

地域のお祭りなどの警戒

◇入団資格：**・18歳以上の健康な方** ・消防団の区域に居住、勤務、通学している方

問合せ先：深川消防署 警防課 防災安全係 TEL03-3642-0119



【新連載】江東西法人会と深川エリアの楽しい話題をお届けします

TUBC の江東西法人会冠試合で会員交流会

2024年12月9日（月）、会員交流会として「東京ユナイテッドバスケットボールクラブ（TUBC）vs 東京八王子ビートレインズ」の試合を観戦しました。有明アリーナをホームとする TUBC が江東西税務署及び江東西税務懇話会の広報大使となった記念の冠試合です。

試合は笹本会長によるピックアップセレモニーから始まり、ハーフタイムには参加者とマスコットキャラクターのユナイトやイータ君によるフリースロー大会で大いに盛り上がりました。

結果は83対61でTUBCが勝利!! 試合終了後の選手との記念撮影も良い思い出となりました。今後も地元チームを応援していきたいと思えます。



▶TUBCのマスコットのユナイト(右)とイータ君



▲笹本会長によるピックアップセレモニー

●東京ユナイテッドバスケットボールクラブ (TUBC) の情報はこちら
 ホームページ <https://tubc.tokyo>
 Instagram https://www.instagram.com/tubc_official/
 X <https://x.com/TUBCOfficial>



安治川部屋通信 #01

三月場所で安青錦が敢闘賞受賞!

令和7年春場所で新入幕の安青錦は11勝を挙げ、敢闘賞を受賞しました。朝稽古とちゃんこ後の自由時間、ジムでトレーニングに励む、本人の日頃の努力が報われる形となり、喜ばしく思います。

安治川部屋は部屋開きから3年目となり、一番弟子で18歳で入門した甥の安櫻は今年成人しました。厳しい稽古の後、大好きな焼肉を食べに行くときはみんな20歳前後の少年の顔です。和気藹々とした新生安治川部屋をよろしくお願ひいたします。(安治川部屋女将・杉野森 絵莉)



◀焼肉を食べるときはみんな笑顔!

●安治川部屋の最新情報はこちらから
 ホームページ <https://www.ajigawa.com>
 Instagram <https://www.instagram.com/ajigawabeya>
 X https://x.com/ajigawa_beya

歓迎！新規会員 どうぞよろしくお願ひします

令和6年11月11日～令和7年3月10日
(掲載希望のみ)

支部	種別	法人名	所在地	電話番号	URL	業種
24	正	(株)ケイヒンオフセット	深川1-8-15 安田ビル	3820-5977	—	印刷業
26	正	(株)FOR LIFE	平野1-2-10-304	—	forlife-company.jp	内装業(リフォーム・原状回復工事)
他	賛	(株)エクシ	豊島区池袋2-61-8 アゼリア青新ビル901	6903-1302	exi-6.co.jp	OA機器販売及びサポート

江東都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和7年4月1日(火)から6月30日(月)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和7年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。 詳細は東京都主税局のホームページをご覧くださいか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月2日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

江東 <キャッシュレスNEWS>

固定資産税・都市計画税、 個人事業税の便利な納付方法

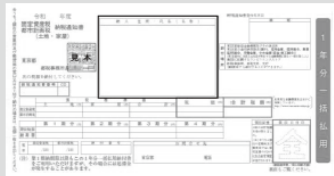
※固定資産税・都市計画税の随時課税分は口座振替できませんので、ご注意ください。

口座振替ならWebで手続きでき、納付忘れありません!

✓ 申込方法 (Web)

手順①

納税通知書及び口座情報がわかるもの(通帳や、キャッシュカードなど)をご用意ください。



※画像は固定資産税(土地・家屋)の場合

手順②

下のQRコードを読み取り
又はWeb検索



こちらをスマホで読み取ってください!

又は

都税Web口座振替

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

手順③

専用サイトにアクセス・必要項目を入力



1 基本情報入力
納税義務者の氏名や住所、メールアドレス等を入力します。



2 税情報等入力
口座振替(自動払込)を申し込む税情報や、口座名義人情報を入力します。



3 メール受信
入力したメールアドレスに口座情報入力サイトのURLとパスワードのメールが2通届きます。



4 口座情報入力
サイトにログイン後、口座情報を入力します。
※金融機関の選択後、金融機関サイトへ移動します。



5 受付完了
正業に完了しましたら、受付完了メールが登録いただいたメールアドレスに届きます。(基本情報・税情報に不備がある場合、受付完了後でも口座振替できないことがありますので、ご注意ください。)

専用サイトでは、以下のようなフォームに必要項目を入力していきます。

(2税情報入力画面のイメージ)
納税通知書番号 (CD含む)
半角数字



(2税情報入力画面のイメージ)
口座名義人氏名(漢字) 全角 (姓) 東京 (名) 一部
口座名義人生年月日 1990 年 1 月 1 日
口座名義人電話番号 半角数字 090 0000 0000

【お問合せ先】

<口座振替手続きについて> 東京都主税局徴収部納税推進課

<納税方法について> 江東都税事務所徴収課徴収管理班

☎03(3252)0955 (平日9時~17時)

☎03(3637)7151 (平日9時~17時)

ほうじんがいきなり

部会や支部の日々の活動をご紹介します。

女性部会

火災について学んだ研修会



▲講師は深川消防署の遠藤天清様

2月26日(水)、江東区産業会館にて防災研修会を開催しました。講師に深川消防署災害対策調整担当課長の遠藤天清様をお迎えし、テーマは「住宅火災の危険性について」。住宅やオフィスなど場所ごとに起こりやすい火災の原因を紹介され、どのように火災が発生するかを動画で分かりやすく説明いただきました。

火災は初期消火が大切です。消火器を準備しましょう。
(女性部会副部長 山本春美)

青年部会

白熱したゴーカートレース!



▲本格的なモータースポーツカートを楽しめるハーバーサーキット

1月18日(土)に健康経営企画として、ハーバーサーキット 幕張新都心店にて「青年部交流カート大会」を行いました。ゴーカート自体は小さいのですが、思った以上にスピードが出てとても迫力がありました。

本番の30分耐久レースでは2人一組で周りを競い合い、参加者の負けず嫌いな気持ちも相まって白熱したレースとなり大いに盛り上がりました。とても楽しく運動ができた大会となりました。

(青年部会副部長 中森正樹)

広報委員会より

広報委員長 横井太郎

新年度を迎え、皆様も新しい生活をスタートされたことと思います。桜の花も咲き誇り、大変良い季節になりました。江東西法人会は異業種の方々が集まる会であり、税に関する研修会や経営に役立つ講演会、健康講演会、歩く会など、いろいろなイベントを催しています。ビジネス拡大のチャンスにもなりますので、是非ご参加ください。今年も多くの方の皆様に法人会を利用していただき、共に歩んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

●法人会事務局 Eメール koto-w@f2.dion.ne.jp

江東西法人会 公式ホームページのご案内

江東西法人会ホームページでは入会方法や行事のお知らせなどのほか、この「ほうじん深川」のバックナンバーも公開しております。ぜひご覧ください。



<http://www.kotonishi.jp/>

源泉部会

確定申告増加に対応した研修会



▲たくさんの方に参加していただきました

去る2月5日(水)、「退職金の源泉徴収と給与所得者の確定申告」と題した税務研修会を開催いたしました。今回は年度末に多い退職金や、近年サラリーマンの確定申告が増えている状況を勘案したテーマです。確定申告が増えている主な理由は、副業が認められて複数の企業からの給与所得がある方、ふるさと納税を利用する方などが増加しているためです。

当部会は実務に役立つ研修会を目指しております。テーマに関するご意見がございましたらお寄せください。
(源泉部会副部長 木村長司)

安治川部屋

あじがわべや

連載コラム はつけよい！深川場所⑦ 江東区大相撲名所めぐり



▲稽古中、後輩にアドバイスを安青錦



▲朝稽古の最後、神棚に向かい一同で蹲踞(そんきょ)して挨拶



▲新築で立派な安治川部屋ビル

安治川部屋 あじがわべや
所在地：〒135-0014 江東区石島 4-1
電話：03-5683-0139
師匠：安治川 竜児 (元関脇 安美錦)

後援会員・新弟子を募集中!

安治川部屋ではホームページやSNSで部屋の最新情報を発信しています。後援会や新弟子募集などについては公式ホームページをご覧ください。



公式ホームページ
<https://www.ajigawa.com>
公式Instagram
<https://www.instagram.com/ajigawabeya>
公式X https://x.com/ajigawa_beya



▲現在は筋肉トレーニングも重要視されています。朝稽古はバーベルや鉄砲柱、スクワットなどを順番に繰り返すサーキットトレーニングでスタート。これが結構キツイ!

ぶつかり稽古になると稽古場の雰囲気が一変します



江東区内にある6つの相撲部屋から、今回は2022年に再興され、法人会会員にもなっている安治川部屋をご紹介します。三月場所前の朝稽古に江東西法人会事務局の横田専務と共に訪れました。

石島の地から横綱を目指す

横田専務の「ここが見どころ!」

安治川部屋を指導する第8代・安治川親方は、度重なる大けがを不屈の闘志で克服し、関取在位117場所(歴代1位タイ)、通算出場1805回、幕内在位97場所(歴代3位)、三賞12回(殊勲4回、敢闘2回、技能6回)、金星8個、初金星をあげた横綱貴乃花最後の取組相手となるなど、記録にも記憶にも残る元関脇の安美錦です。

安治川部屋は、法人会館から徒歩20秒のところにあります。令和4年12月1日に伊勢ヶ濱部屋から独立し、令和5年6月16日に部屋開きが行われました。現在、幕内にウクライナ出身の安青錦、幕下に安大翔、安響、序二段に安強羅、安琉海、安櫻、序の口に安氣乃山の7名の力士が所属しています。

年齢は19歳から25歳と、同年代の若い力士が切磋琢磨しています。どの力士も思わず「上手い」と言ってしまうほどの師匠譲りの相撲を取ります。特

に安青錦は、序の口からスタートした力士では歴代最速タイの初土俵から所用9場所(各段優賞2回)で入幕し、大阪場所では、新入幕で11勝を挙げて敢闘賞を受賞しました。近い将来の大関・横綱との声が大きくなっています。

部屋では親方がこれまで実践してきた「感謝する姿勢」「学び続ける意欲」「社会貢献する心」という3本の柱を掲げ、力士としての修養と人格形成の場となっています。親方と女将さんは法人会会員として賀詞交歓会、総会懇親会にご出席いただいております。力士たちも多くの地域の行事に参加するなど深川の地に溶け込もうとしています。

39歳で再入幕を果たし、「上位キラー」「くせもの」「超技巧派」と称せられた安治川親方が、これからのような力士を育て上げるか楽しみです。まずは関脇であった師匠に並び、そして追いつく力士が1場所でも早く誕生することを願っています。